

**「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)(案)及び同概要版(案)についての主な意見
及びそれらに対する考え方**

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)(案)について						
番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
○ ガイドライン全般 関連						
1	全般	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	<p>① 当連盟は、放送コンテンツの適正な製作取引に関し、①放送事業者・番組製作会社の7団体で構成する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を通じた業界全体への周知・啓発活動、および②会員社に対する周知・啓発活動に継続して努めてまいりたいと考えています。</p> <p>② ガイドライン等の最終確定にあたっては、以下の諸点を十分に踏まえていただくとともに、今後も製作取引をめぐる状況の変化等に応じて、フォローアップアンケート調査を含め、適宜、見直しを行うことを要望します。</p>	<p>① 放送コンテンツの適正な製作取引に関する周知・啓発活動に期待しています。</p> <p>② ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無
2	全般	一般社団法人衛星放送協会	法人・団体	<p>衛星放送協会は、放送コンテンツの適正な製作取引の確保は重要な課題と認識しており、これまで民間主体の「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の構成団体として、独自に作成した推進計画に沿って下請法等関係法令および、総務省策定の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」等について、業界全体への浸透に向けた取り組みを進めています。</p> <p>また、当協会の会員社に対しても、協議会テキスト（「よく分かる放送コンテンツ適正取引テキスト」）が完成次第、直ちに会員社に配布し、協会のホームページにも掲載、周知を図っています。さらに、このテキストや総務省のガイドライン等について独自に作成した資料も追加してセミナーを開催するなど、法令やガイドライン等を普及させるための啓発活動を推進しているところです。</p> <p>本年4月に公表された、総務省によるフォローアップ調査で、製作取引において、放送局と製作会社の間で認識が今なお乖離しているという結果が出たことは重要な課題と捉えており、今後も、上記の取り組みに加えて、ガイドライン改訂版の周知徹底のための説明会や啓発活動を積極的に進めてまいります。</p>	放送コンテンツの適正な製作取引に関する周知・啓発活動に期待しています。	無
3	全般	一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 〔同旨 5 件〕	法人・団体	<p>本ガイドラインの改訂を行うことは、製作現場へのより一層の周知と利活用を推進するためと理解しており、その趣旨に賛同致します。</p> <p>しかしながら、放送コンテンツを構成するその他の権利者の著作権等の取り扱い（とりわけ実演家の著作隣接権）について憂慮する点がございまして、今後の課題として意見を述べさせていただきます。</p> <p>さて、当法人では、放送事業者からの申請に基づき、放送コンテンツの二次利用に関し集中管理を実務としているところ、一部の放送コンテンツについては、本来実演家が受け取るべき対価が支払われていないという事実があります。</p> <p>その原因は、実演家が放送事業者の制作する放送コンテンツに参加を了解した場合は、「放送のみを了解した」と解釈されるのに対し、実演家が製作会社の制作する放送コンテンツに参加を了解した場合は、「放送を含む全ての実演家の権利が働かなくなる」と解釈されていることによるものです。その結果、同じ放送コンテンツでありながら、製作会社が製作した放送コンテンツは二次利用等に関する追加の対価が支払われないという経済的不均衡を生んでいます。</p> <p>こうした状況は、製作会社による権利の取得が、現在の商慣習上の、いわゆる「ワンチャンス主義」が適用される放送コンテンツの増大に繋がることが懸念され、現状の商慣習のままでは直接的に実演家の権利の減失に繋がることになりかねません。</p> <p>そもそも著作権を保有する主体が異なることにより、実演家の権利が左右されることに合理性はないと考えます。</p> <p>更に、放送事業者の制作する放送コンテンツであっても、「オールライツ」などと称して、出演契約において二次利用に関する全ての権利を追加の対価を支払わずに買い取るような事例が一部に存在します。</p> <p>こうした行為は、放送事業者と実演家との長年の協議により成立した二次利用時の追加の対価の支払いの仕組みを、放送事業者がその優越的地位を利用してないがしろにする不公正な取引行為であると認識しておりますので、このような取引行為そのものを是正する必要があると思います。</p> <p>以上の状況を踏まえ、放送コンテンツにおける取引形態に係る本ガイドラインが定まった現在、今後は放送コンテンツを構成する大きな要素として、制度的な実演家の権利改善と、放送事業者・製作会社との取引関係の検討を求めるものです。</p>	<p>ガイドライン改訂に関しては、賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
4	全般	個人617 〔同旨約50件〕	個人	今回の改定に賛同します。 テレビ番組を制作する人たちの生活が向上するよう、これからもガイドラインを見直していただければと思います。	賛同のご意見として承ります。	無
5	全般	個人12	個人	現状のガイドライン案では実効性はほとんど無い 放送コンテンツの違法な下請けいじめが起きる根本の原因としてTV放送事業の非効率性が挙げられる。 2000年にBSデジタル放送が開始された時点でTV放送局の局数を削減し放送事業の収入のほとんどを地方局の維持費から放送番組の制作費に回し特に製作者酷使がひどいアニメータやTV番組スタッフの労働環境改善を一切行ってこなかった事に起因している。 この状況で単にガイドラインを定めても制作予算の上限が決まっている為、コストのかかる国内制作番組が減り、日本以上の苛烈な製作者酷使を行い低予算を実現した外国番組の輸入が増えるだけである。 民放・NHK含め非効率営業を見直させず、国内番組に使用する予算枠を現状より大幅に増加させ適正賃金を払っても事業が破綻しない状況を作らせない限り上記の様な内国メディア産業の衰退を招くか法律の盲点を突く回避策で違法な状態が継続されると思われる。そろそろTVメディアにはNHK・民放含めいくつかの系列が事実上消滅する大鉈を振るう「改革」が必要です。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、改訂ガイドラインP.20では、取引価格の決定に際して「製作会社において必要となるコストを計上した積算資料や、放送事業者側の予算等を踏まえながら適切な代金の設定を行うことが望ましい。」と記載しています。	無
6	全般	個人18 〔同旨多数〕	個人	罰則などは無いのでしょうか？ ガイドラインからは罰則などがみえてきません	本ガイドラインは法律ではないため、罰則を設けることはできません。 なお、本ガイドラインが主に対象としている下請法及び独占禁止法には罰則が規定されています。	無
7	全般	個人672 〔同旨9件〕	個人	ガイドラインが長すぎるので素人でも意見しやすいようにわかりやすくして欲しい。	ご指摘のような声に応えるため、今般、初めて、4枚の概要版（簡易版）を作成いたしました。	無
8	全般	個人795	個人	それぞれの業界に向けて(例:音楽業界向け、アニメーション業界向けなど)ピンポイントに分けた文書が必要だと思えます。現場で読みやすいことは重要です。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、「アニメーション業界向け」については、経済産業省が策定・改訂している「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」があります。	無
9	全般	個人866 〔同旨11件〕	個人	このガイドラインは守らせるすべはあるのでしょうか？ないのであれば以前から法に抵触するような事をしてきた所は隠れて同じような事をするのではないのでしょうか。	「放送コンテンツ適正取引推進協議会」をはじめとする関係団体、関係省庁と緊密に連携し、改訂ガイドラインの多面的な周知啓発、遵守徹底を図っていく所存です。	無
10	全般	個人1058 〔同旨5件〕	個人	○1.全体（アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインについてのパブコメとの関係について） 「放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドライン（総務省）」（以下、「改訂版案」という）と「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（経済産業省）」とは、対象となる範囲に若干の差異はあるものの対をなすものと認識をしている。しかしながら、アニメーション制作業界に身を置く者がガイドラインを参照するにあたり、両ガイドラインを参照する必要があり、利用しやすい状況とはいえない。また、国民目線としてもわかりづらいと言わざるを得ない。省庁縦割り目線ではなく、国民目線で両ガイドラインの統合を目指すべきである。	ご意見は、今後の参考とさせていただくとともに、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管している経済産業省と共有させていただきます。	無

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
11	全般	個人1084	個人	<p>私は本ガイドラインの制定自体には賛成しますが、以下の内容が不十分であると意見します。</p> <p>私は建設業に携わっていますが、放送コンテンツの下請構造は建設業の請負と類似したものと感じます。そのため、建設業法等を参考として本ガイドラインを見ると下記の内容が不足していると感じました。</p> <p>① 契約約款や納期等の基準に係る指導が無い 建設業法第34条第2項には国が標準契約約款等の基準の作成と実施の勧告を行うことができるとあるが、本ガイドラインにはそのような記載が無い。中小の下請事業者が契約約款を独自に制定することは困難であるため、国が基準を示す必要がある。 納期についても通常必要と認められる期間を国が基準を示すべきである。</p> <p>② 下請事業者が通報等をした際の保護措置の説明が無い 下請代金支払遅延等防止法第4条の7には下請事業者が通報を行った際に親事業者が報復措置を行う事を禁止しているが、本ガイドラインにはそのような記載が無い。下請事業者が不当な扱いを受けても報復を恐れて公正取引委員会等に通報できなくなる恐れがある。</p> <p>③ 下請代金を手形払いする場合の指導が不足している 20161207中第1号 公取企第140号「下請代金の支払手段について」では手形等で下請代金を支払う場合について指導がされているが、本ガイドラインにはそのような記載が無い。このため、現金化する際のサイトやコストについて下請事業者が負担せざるを得ない恐れがある。 また、建設業においては社会保険料等の労務費分は現金払いを行うよう指導されているため、本ガイドラインにおいてもそのような指導を行う事が望ましい。</p> <p>以上の3点について、本ガイドラインに追加するべきであると意見します。</p>	<p>① 本ガイドラインが主な対象とする下請法又は独禁法には建設業法第34条第2項のような標準契約約款の基準の作成や実施の勧告に関する規定はないものの、総務省では、「放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）について」（平成16年3月26日 ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会）において、放送局が製作会社に放送番組の製作を委託する場合の契約見本を策定しています。詳しくは改訂ガイドラインのP.79をご参照下さい。</p> <p>② 改訂ガイドラインP.6の囲みの記載に、親事業者の11の禁止事項の1つとして、「⑦報復措置の禁止（法第4条第1項第7号）」を記載していますのでご参照下さい。</p> <p>③ 改訂ガイドラインP.55に、ご指摘の「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長）を記載しておりますので、ご参照下さい。 なお、総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」平成30年度フォローアップ調査結果によれば、放送局から手形のみで支払いを受けている製作会社は0%であり、現金及び手形を併用しているという回答も2.0%にとどまっており、88.3%は現金のみで支払いを受けていると回答しています。</p>	無
○ 序章（はじめに） 関連						
12	(P.4) 2. ガイドラインの内容 (2) 対象とする放送事業者	個人75 〔同旨約50件〕	個人	<p>「(2)対象とする放送事業者」の項目ではテレビジョンとあるが最近ではAmazon prime、Netflixなどというネット配信というものもあるのでネット配信も対象として広げてほしい</p>	<p>インターネット動画配信事業者の扱いについては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	無
13	(P.4) 2. ガイドラインの内容	個人59	個人	<p>当方、ビデオゲーム開発会社の企画プランナーを務めているものです。周辺業界の環境向上のためのガイドラインが整備されることを喜ばしく思います。 気になった点としましては、対象となる企業が零細の中小企業や個人事業主が含まれていないことです。 特に末端のアニメーターは個人のフリーランスが多数を占めると聞きます。割を食うことがおおい、零細の労働者こそ、このような策の対象となってほしい思いがございます。今後もガイドライン更新や、立法、法改正によってエンターテインメント業界の労働環境が改善されていくことを望みます。</p>	<p>放送局から番組制作の発注を受けている製作会社が、中小企業や個人である場合でも、下請法や独占禁止法、そして本ガイドラインの対象になります。 なお、ご意見は、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管する経済産業省とも共有させていただきます。</p>	無
14	(P.4) 対象とする法令	個人656 〔同旨25件〕	個人	<p>・2（3）対象とする法令 について、過去に製作委員会内で暴力団との関係が疑われた企業が出資している事例があったため、現在示されているガイドライン案で挙げられているものに加え、暴力団対策法を追加すべきである。</p>	<p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
15	(P.4) 書面発注等の4つの義務	個人1559	個人	<p>・該当箇所 下請法の、書面の交付義務等の4つの義務において</p> <p>・意見内容 義務に、制作物の納期を定める義務、を追加し5つの義務とする (その他重要な法令にて記載されている、c) 下請中小企業振興法に基づき両者間での十分な協議において決められることも注釈する)</p> <p>・理由 書面の交付において、制作物の納期を定める義務を追加しておくことによって、取引内容の変更・やり直しにおいて、責めに帰すべき理由が双方のどちらにあるのが明確になる可能性が高くなるため</p>	ご意見は、下請法を所管する公正取引委員会・中小企業庁と共有させていただきます。	無
16	(P.5) ⑦報復措置の禁止（下請法第4条第1項第7号）	個人656 (同旨29件)	個人	<p>・2(3)ア 下請法について 親事業者の11の禁止事項について 7報復措置の禁止 報復措置の禁止を徹底するために、SNSやインターネットの匿名掲示板などの使い方について制限を設けるべきである。例えばアニメの製作委員会やその関係者がSNSなどを介して対立相手や契約相手へ嫌がらせと認識できる行為を行わないようにするために、世論調査や報復、世論誘導の禁止、本人名義のアカウントとは別にアカウントを作り報復等を行うことの禁止、責任の追及から逃れたりしないようアカウントの発言を非公開にしないなど。</p>	<p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、下請法第4条第1項第7号における「報復措置」とは、下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすることをいいます。 (公正取引委員会ホームページ https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/oyakin.html)</p>	無
17	(P.10) 2. ガイドラインの内容 (6)用語の定義 イ「完全製作委託型番組」 また、ある番組の一部となる映像（独立したコーナー等）であったとしても、製作会社の発意と責任により製作されたものであれば、製作会社に著作権が帰属するとの判断もありうると思われる。	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟	法人・団体	<p>ケースとしては多くないものの、発意と責任を有していても、完全製作委託型番組としての発注とされない状況が増えている中、このように記述していただいたことは重要と考えます。</p>	賛同のご意見として承ります。	無
18	(P.10-11) 2. ガイドラインの内容 (6)用語の定義 カ 放送コンテンツの製作に関する放送事業者と制作会社の契約形態	株式会社中国放送	法人・団体	<p>社内担当部門からは下請法の対象になるか否かについて問い合わせが多く入ります。例えば、フリップ作成や撮影業務の場合、作業の委託なのか、成果物の納入にあたるか判断が困難な場合があります。情報成果物の定義の範囲について、より分かりやすく記述して頂く事を希望します。</p>	<p>改訂ガイドラインP.10-11に記載されているとおり、撮影業務については、VTRなど情報成果物の納入を求める場合は「情報成果物作成委託」に該当し、単に作業を委託する場合は「役務委託」に該当します（再委託の場合に限り「役務提供委託」として下請法の対象になります）。フリップ作成についても、基本的に撮影業務と同様であり、フリップ（情報成果物）の納入を求める場合は「情報成果物作成委託」に該当し、単に作業を委託する場合は「役務委託」に該当します（同じく、再委託の場合に限り「役務提供委託」として下請法の対象になります）。</p> <p>なお、フリップの扱いについては、放送コンテンツ適正取引推進協議会「放送コンテンツ適正取引テキスト」P.22の記載もご参照下さい。</p>	無

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
○ 第1章（書面の交付）関連						
19	(P.13) (1) 書面の交付、具体的必要記載事項について	個人2	個人	・情報成果物作成委託において、見積書、納品書、発注書、納品書、請求書を双方管理する必要がある。理由としては買ったとき不正要求の防止のため。また、放送業と情報成果物作成業は異業種であるので上記の5つの書面の作成で相互理解を図るべき。 ・著作権帰属においては議事録の作成が望ましいが、少なくとも同意書(委託者受託者双方のサインか捺印)は作成義務にしたほうがよい	検証・検討会議では、書面の交付、管理等について、現場のワークフローを妨げないようにするとの観点も含めて議論を行いました。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
20	(P.13) (1) 書面の交付、具体的必要記載事項について	個人1970 〔同旨41件〕	個人	契約書面の交付義務について 契約を書面で交わしたとしても現状下請けの会社が不利な条件を飲まされてしまうことを改善できると思えません。現状と同じ契約を書面で結ぶよう強要されてしまえば、契約をしたという名分ができてしまい下請けの会社がさらに不利な状況になってしまうのではないのでしょうか。 例えば、ある放送局のアニメにおいて、脚本料の未払い・オーディション原稿の無許可使用があったにもかかわらずそれらは解決（謝罪や支払い）がされなかったということがありました。 指示を出す、取りまとめる人も勿論重要だと思いますが、それ以上に実際にものを作っている現場の方々がいてこそ作品がなりたつと思っています。その方々を守ってほしいです。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
21	(P.13) (1) 書面の交付、具体的必要記載事項について	個人2210 〔同旨42件〕	個人	・「契約書面の交付義務」に関して 製作委員会に反社会团体関係者が関わることを防止するために、「反社会的勢力の排除に関する誓約書」の提示を義務付ける必要があると考えます。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
22	(P.16) 「下請法の対象とならない取引」における書面等の交付に関する記述	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟	法人・団体	製作会社が書面交付を求めても、「下請法上、交付しなくていい取引だ」との理由で、交付してもらえない事例が報告されています。製作会社にとっただけでなく、放送事業者にとっても取引の内容を記した書面は、後々のトラブルの種を残さないために必須と考えますので、今回、このように記述していただいたことを歓迎いたします。	賛同のご意見として承ります。	無
23	(P.16) 「下請法の対象とならない取引」における書面等の交付に関する記述	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	● 下請法の対象とならない取引における書面等の交付は、他の法令により交付の義務がある場合を除き、取引当事者の判断に委ねられることが原則であると考えます。 ● したがって、下請法の対象とならない取引における書面等の交付に関する記述をガイドラインに記載するとしても、「望ましいと考えられる事例」として記載することが適切であると考えます。	下請法の対象とならない取引における書面等の交付については、総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」平成30年度フォローアップ調査結果の結果及び検証・検討会議での議論を踏まえ、取引をめぐる事後のトラブルを回避する観点から盛り込むこととしたものであり、原案どおり本文に記載することとします。	無
24	(P.16) 「また、以下の場合においては、できる限り下請法上求められる書面と同様の書面又は適切な書類を交付することを推奨する。 ・製作会社から要請があった場合 ・金額が大きい場合 ・個人情報扱う場合 ・海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合」	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	① 例示された4つのケースで書面を交付する場合には、契約書を締結することが多いのが実情であることから、下線部は「適切な書類を交付すること、または契約書・覚書等を締結すること」とするよう要望します。 ② 「製作会社から要請があった場合」のみを推奨し、「局から要請があった場合」を記載しないのは片務的で不公平であると考えます。「局から要請があった場合」を追加するか、または「製作会社から要請があった場合」を削除することを要望します。 ③ 下請法の対象とならない取引における書面等の交付は、法律上の義務ではないことから、「なお、下請法以外の取引における書面等の交付は、法律上の義務ではないため、最終的には個々の取引の当事者の協議・判断に委ねられる。」旨を追記するよう要望します。	①及び②については、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 (P.16) 『しかし、全ての取引において3条書面と同様の書面の交付を行うことは、現場のワークフローを妨げるおそれがあることから、本ガイドラインでは、下請法の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録を残すことを推奨する。特に、以下の場合においては、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨する。 ・製作会社又は局から要請があった場合 ・金額が大きい場合 ・個人情報扱う場合 ・海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合』 ③について、下請法の対象とならない取引における書面等の交付の推奨は、法律上の義務ではないことは明らかであり、あえて追記する必要はないと考えられるため、原案のままさせていただきます。	有

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
25	(P.16) 「また、以下の場合においては、できる限り下請法上求められる書面と同様の書面又は適切な書類を交付することを推奨する。 ・製作会社から要請があった場合 ・金額が大きい場合 ・個人情報扱う場合 ・海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合」	個人1417	個人	ガイドラインの整備について、概ね賛同します。 僭越ながら一点のみ意見します。 ＜下請法対象外であっても書面化して残すべき取引＞について、「金額が大きい場合」とありますが、金額の大小に関する基準があった方が良いでしょうと思います。 ただ、あまり書類が増えてしまうと作品の製作に携る時間が削られてしまうので、その辺りのバランスは現場の人からの声が一番参考になるのかなと思います。 役所仕事の建築物など、場合によっては作業に必要な施工図より変更契約や仕様変更の書類の方が多くなってしまってもありますので。 また、要所に過去の判例などはありましたが、「どのような問題や課題があるのか」について「現場の人の声(製作現場の実情)」がわかるような補足資料があると良いかなと思いました。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
26	(P.16) 脚注10 「したがって、下請法に該当しない取引において書面の交付を推奨することは、この認識の乖離を縮めることにもつながりうると考えられる。」	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	● 下請法の書面交付に関する局と製作会社の認識の乖離は、本来、下請法の理解を促進することによって解消を図るべきものであり、下請法の対象とならない取引における書面等の交付をガイドラインで推奨することによって、却って下請法の対象となる取引と対象外の取引が混同され、局と製作会社間の認識の乖離が縮まらなくなる懸念が生じます。このため、当該記述は「局と製作会社の間で、どのような取引が下請法の対象となるかについての理解を相互に深めることが重要である」とするのが適切と考えます。	ご意見を踏まえ、「局と製作会社の間で、どのような取引が下請法の対象となるかについての理解を相互に深めることが重要である」と記載することとします。 一方、昨年12月の論点整理にあるとおり、総務省ガイドラインフォローアップ調査における書面の交付をめぐる認識の乖離の原因については、放送局は、下請法対象の取引については必ず3条書面を交付していたと回答する一方、製作会社は、下請法対象外の取引（役員委託等）において、3条書面の交付がなかったと回答した社があったことも一因ではないかと考えられます。下請法対象外の取引に関して書面等の交付を推奨することは、こうした認識の乖離を縮めることにもつながりうると考えられるため、原案の「下請法に該当しない取引において書面の交付を推奨することは、この認識の乖離を縮めることにもつながりうると考えられる」との記述は残すこととします。 (P.16) 『(脚注9) 書面の交付の有無については、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。認識の乖離の要因としては、「下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託及び役員提供委託（再委託の場合）」と「下請法の対象とならない取引（役員委託（再委託を除く）」の相違に関する理解・認識が十分徹底されていないことも一因として考えられる。したがって、局と製作会社の間で、どのような取引が下請法の対象となるかについての理解を相互に深めることが重要である。また、下請法に該当しない取引において書面の交付を推奨することは、この認識の乖離を縮めることにもつながりうると考えられる。』	有
○ 第2章 取引価格の決定 関連						
27	(P.19) 第2章 取引価格の決定	個人404 〔同旨34件〕	個人	①公共工事（委託業務）における技術者の単価や、諸経費の割合の計算式のように、国が基準となる単価を示し、業界がそれを元に設計を組んで見積り合せを行うようになれば、「言い値」での契約を強いられることを防ぐことにつながると考える。については、国発注の動画・広告コンテンツ等の過去3～5年間の契約における各種単価を調査し、その平均値又は中央値を基準とした単価表を業界に示していただきたい。 ②コンテンツの作成納期についても、アニメ作成などにおける標準的な作業にかかる技術レベル（技師・技術者等）、人数及び必要期間における標準的な数値を、設計の積算と同様のイメージでしっかりと積み上げることが、発注者、受注者ともに無理のない工期の確保につながると考える。については、国からコンテンツ作成に係る標準処理期間の積算表及び、それを作成することで連動して自動作成される工程表（縦軸に出来高、横軸に期間を示した折線グラフ）を電子ファイル（Excel等）で作成し、業界に示すとともに活用を促すことにより、業務の効率化及び標準化（ベンチマークの設定）につなげることを願いたい。 ③最後に、当ガイドラインを法的拘束力のある法令とすることを旨として、取り組んでいただけることを願いたい。	①及び③ ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 ② ご意見は、今後の参考とさせていただくとともに、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管している経済産業省と共有させていただきます。	無

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
28	(P.19) 第2章 取引価格の決定	個人76 (同旨3件)	個人	親事業者が一方的に取引を打ち切った際に下請事業者と十分な協議が行われたと言えないのではないのでしょうか。また、これまでの業界の慣習を親事業者に強制されて協議した形にされてしまうことがないような方法を実施してほしいです。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、改訂ガイドラインP.19～20において、「親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要である。」としており、総務省としても、この点をしっかりフォローしていきたいと考えています。	無
29	(P.19-20) …親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要と考えられる。	個人240(同旨27件)	個人	①ガイドラインには買い叩きを防ぐために制作会社と発注元が協議を十分にする必要があると記載されていたが、発注元が優位的地位にある傾向があるとされているため、その協議は本当に協議として成り立ちうるのか疑問である。「買い叩きとなる目安の基準を明確に設けて、下回る場合には適切な理由とよりしっかりした協議、合意がされなければならない」、という方法ならば立場の弱い傾向にある制作会社にとっても平等であると言えるのではないだろうか。 ②アニメ業界は膨大であり多額の金銭がやりとりされていると思われるがその金銭の流れが不明瞭な場合が多いように感じる。例えばアニメのDVDやグッズの売り上げはどのように分配されるのか等である。アニメは製作委員会方式で制作されることが多数であるが、その中で金銭がどのように動いているのか発表されている例はあまり聞かない。買い叩き等に頼らざるを得ないような資金難かどうかはそのような製作委員会の資金の流れの透明化で第三者から判断することができるだろう。制作会社と発注元の関係が平等になりにくいのであれば第三者がそれを監視する必要があると考える。資金の流れの透明化によってその第三者には視聴者、消費者がなりうる。製作委員会や発注元にとって視聴者、消費者は顧客であるからその意見を無視することは賢明ではないことから、視聴者、消費者の監視は制作会社と発注元の立場の優劣を正すことにつながると考える。	① 改訂ガイドラインP.19～20において、「親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要である。昨今の働き方改革の動向を踏まえた上で、製作会社において必要となるコストを計上した積算資料や、放送事業者側の予算等を踏まえながら適切な代金の設定を行うことが望ましい。」としており、総務省としても、この点をしっかりフォローしていきたいと考えています。 ② ご意見は、今後の参考とさせていただくとともに、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管している経済産業省と共有させていただきます。	無
30	(P.19-20) …親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要と考えられる。	個人27	個人	ようやく、アニメ業界の健全化に国が動き出してくることに感謝します。ですが気になった事一つ、事前協議の重要性を強調していますがフォローアップ調査によると制作会社と放送局の認識の乖離しているので協議設定と価格設定の難形ができないかと思ひ書かせていただきました。拙い文章ですが、日本のアニメ産業が健全に発展し世界に愛されるように願っております。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、改訂ガイドラインP.20では、取引価格の決定に際して「製作会社において必要となるコストを計上した積算資料や、放送事業者側の予算等を踏まえながら適切な代金の設定を行うことが望ましい。」と記載しています。	無
31	(P.19) 「昨今の働き方改革の動向を踏まえた上で、製作会社において必要となるコストを計上した積算資料や、放送事業者側の予算等を踏まえながら適切な代金の設定を行うことが望ましい。」	個人802(同旨21件)	個人	第2章 取引価格の決定について、取引価格についてのガイドラインも大切ですが、製作側の労働時間についてのガイドラインの設定・強化も大切だと感じています。<基本的な考え方>の項目でも働き方改革について触れていますが、働き方改革には、賃金以外にも、労働時間が大きな論点となる場合も多いと思います。局や制作会社には製作側の現場の意見も含めて製作納期を設定することを義務付ける、第三者機関による監視など、賃金上昇による人手不足改善の他にも労働時間改善のための検討に期待しています。	ご意見は、今後のご参考とさせていただきます。	無

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
32	(P.22) 「(1) 本事例①の場合・下請代金額決定に当たっては、局から一方的に通知され、また異議を述べた場合に、取引を打ち切ることを示唆されており、十分な協議が行われたとはいえないこと。」	個人25	個人	<p>該当箇所 P22「(1) 本事例①の場合・下請代金額決定に当たっては、局から一方的に通知され、また異議を述べた場合に、取引を打ち切ることを示唆されており、十分な協議が行われたとはいえないこと。」など多岐にわたります。</p> <p>意見 具体的な事例をもとに意見を提出させていただきます。</p> <p>(中略)</p> <p>意見1 本事例において製作委員会は発表したシリーズ構成／脚本の変更に関して、2次利用ではなんら考慮しておらず問い合わせを行っても回答が得られない件について。 → 原則として製作委員会に幹事会社の設定と公表の義務をご検討下さい。</p> <p>意見2 本事例において製作委員会の発表から読み取るに、当初の契約と実務の実態が制作進行時に変わる事例について。 → 「買ったたき」のケースとして追記をご検討下さい。</p> <p>意見3 本事例において製作委員会の発表したシリーズ構成／脚本の変更すら著作権を反映したものかわからない件について。 → 一般の視聴者が簡単に確認できる著作権データベースなどの発展を望みます。</p>	<p>ご意見1及び2については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「買ったたき」とは、親事業者が、下請事業者に支払う対価を、通常支払われるべき対価に比べて著しく低い額を不当に定めることを指しており、ご指摘の事例は「買ったたき」ではないと考えられます。</p> <p>ご意見3について、本ガイドラインは、放送事業者と番組製作会社との間の適正な製作取引の推進を目的としており、一般の視聴者の方々が放送番組の著作権の帰属を簡易に確認できるようにする枠組みを検討するものではございません。</p>	無
○ 第3章（著作権の帰属）関連						
33	(P.26) 「例えば、「完全製作委託型番組」のように、製作会社が、企画、製作等のすべてを行い、全体の費用や個々に係る経費について実質的に決定し、番組を納品している場合は、番組の製作に発意と責任を有する者として、製作会社が当該番組の著作権者となりうる考えられる。」	一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟	法人・団体	<p>該当箇所の脚注として、先にATPが行ったアンケートについて、下記のように記載することをご検討ください。</p> <p>(追記案) ----- 平成31年3月～4月に一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)が実施した会員向けアンケート調査によれば、ここに言う「完全製作委託型番組」の要件を満たしていても、放送事業者が部分的、または費用の負担等の形式的な関与によって、「完全製作委託型番組」とされないケースを問題視する声が上がっています。</p> <p>-----</p> <p>著作権の帰属は、適正な製作費を確保することと並んで、製作会社の経営にとって重要です。先に行ったアンケートについては、ワーキンググループで報告させていただきましたが、あってはならない取引のケースとして注意を促す意味でも、記載していただくことをご検討願います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P.27に以下のとおり追記し、脚注を付すこととします。</p> <p>(P.27) 『放送番組の製作はこれ以外にも様々な形態があり、局と製作会社の関与の態様も異なること、著作権の一義的な帰属は、そういった個別事情に応じて著作権法（第2条第1項第10号）の解釈として決まることとなるが、事後的な紛争防止の観点から、局と製作会社の協議により著作権の帰属（譲渡の有無等）を明確にしておくことが望ましい（脚注16）。</p> <p>（脚注16）平成31年3月～4月に一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）が実施した会員向けアンケート調査によれば、著作権の帰属等をめぐり、局と製作会社との間で意思疎通が十分図られていないとみられる事例が複数報告されている。』</p>	有
34	(P.27～28) 「この『発意と責任』については後の部分で解説を加える。」 「■発意と責任について」以下、枠内の記述	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	<p>● 著作権法上、映画の著作物における「発意と責任」に関する具体的な説明はなく、映画の著作物たる放送番組の著作権の原始的な帰属について、仮に局と製作会社の間で解釈に争いが生じ、当事者間の協議で解決しない場合、最終的には個別に裁判所の判断に委ねられるものと考えます。</p> <p>● 「■発意と責任について」以下の枠内の記述は、確立された法解釈とはいえないため、あくまでも参考に留めるべきであり、参考である旨を明記するよう要望します。あわせて、「この『発意と責任』については後の部分で解説を加える。」は、「『参考。発意と責任について』を参照」などとするよう要望します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(P.27) 『このことは、用語の定義（10頁）に示したとおりである。（この「発意と責任」については、「<参考> ■発意と責任について」を参照）。』 (P.27の下枠内の記述) 『<参考> ■発意と責任について』</p>	有
35	(P.28) (2) 著作権及び下請法に関する考え方 「番組の著作権について、局と製作会社のどちらに帰属するのかは、著作権法上の判断による。仮に当事者間の契約書に『著作権については局に帰属する』とされていたとしても、	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	<p>● 当該記述は、番組の著作権の原始的な帰属について、局と製作会社の間で解釈に争いがある場合であって、かつ、製作会社に著作権が原始的に帰属すると解される場合に限定していますが、極めて例外的な事例であり、28ページ下段以降の下請法に関する考え方の一般的な説明と整合しないため、誤解を招くおそれがあります。このため、当該記述は削除するとともに項目タイトルを「(2) 下請法に関する考え方」とするよう要望します。</p>	<p>「仮に当事者間の契約書に『著作権については局に帰属する』とされていたとしても、著作権法上の判断によっては、製作会社に著作権が帰属すると解されることがありうる。」ことが極めて例外的かどうかは、議論がありうることであり、また、当該箇所と、28ページ下段以降の下請法に関する考え方とのつながりについても、不適当とは言えないと考えられます。現行ガイドラインの記載でもあることから、原案のままさせていただきます。</p>	無

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
	上記(1)のとおり著作権法上の判断によっては、製作会社に著作権が帰属すると解されることがありうる。その場合は製作会社から局に対して『著作権の譲渡』がなされたとみるべきであり、当該譲渡の対価などについて以下のような下請法の問題となりうる場合がある。」	一般社団法人日本民間放送連盟				無
36	(P.45) 3. アニメの製作に関する取引 ＜基本的な考え方＞ ○「製作委員会」について	個人135 〔同旨6件〕	個人	事前の協議が必要である記載については支持するが、協議内容に対するフォローアップ調査が必要である。 二次利用の収益配分や二次利用許諾の窓口等の取引条件について、製作委員会構成員の事前の協議を必要であることに異論はないが、放送局等事業規模の大きい事業者が条件交渉を得手とする人材を協議に充てる等、事前の協議が公平に行われぬ恐れがあるため、協議内容の公平性に対する調査が必要であると考えます。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
37	(P.45) 3. アニメの製作に関する取引 ＜基本的な考え方＞ ○「製作委員会」について	個人391 〔同旨22件〕	個人	取引価格、著作権の帰属先を親事業者と下請事業者で協議の上で決定するとありますが現状アニメ制作においては親事業者のほうが下請事業者より力関係が強い場合が多く公平な協議が行われるのか疑問です。アニメ制作現場にお金が入っていないのでアニメ制作現場にお金が入るように、アニメの売り上げの一定割合以上アニメ制作会社に行くようにする、グッズ(フィギュア等)の二次製品の収入の一部をアニメ制作会社に行くようにする、等のルールを決めてはいいかがでしょうか。	ご意見は、今後の参考とさせていただくとともに、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管している経済産業省と共有させていただきます。	無
38	(P.45) 3. アニメの製作に関する取引	個人528〔同旨25件〕	個人	[意見内容] 契約・報酬関係の見える化をガイドラインに盛り込んでいただきたい。 [理由] アニメ関連商品の購入等により支払った金銭について、不当な中間搾取が無く正しく製作メンバーに分配されているかどうか疑問を感じております。このことは消費者側の立場として非常に高い関心を持つ事象であり、アニメ関連の消費に影響を与える事象でもあることから、どういった関係者・関係組織があり、どのような配分で支払額が分配されているのかの開示を進めていただきたいです。 (特に元請けの立場となる放送局は他業種に比べ寡占的な業種であり、元請けとしての立場が他業種以上に強くなりやすい業種であることから、電波オークション等による寡占状態の解除を行わないのであれば、公正な報酬分配の客観的な判断材料として見える化の推進は必要であると考えております。)	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
39	(P.45) 3. アニメの製作に関する取引 ＜基本的な考え方＞ ○「製作委員会」について	個人532 〔同旨45件〕	個人	製作委員会内の企業の不正な資金流用を見分けやすくするために、「製作委員会は経営情報についてや反社会的勢力の排除についての誓約書をまとめた書類を公式サイトで記載するなどして、資金流出の防止やフロント企業の排除を徹底する」という旨の記述をガイドラインに追加すべきである。	ご意見は、今後の参考とさせていただくとともに、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管している経済産業省と共有させていただきます。	無
40	(P.45) 3. アニメの製作に関する取引 ＜基本的な考え方＞ ○「製作委員会」について	個人532 〔同旨25件〕	個人	責任の所在を明確化するために、「製作委員会は幹事企業やお問い合わせ等の窓口担当を明記する」ことを義務付けるような記述をガイドラインに追加すべきである。製作委員会形式でアニメーションを制作し問題が発生した場合に、消費者側が問い合わせをしても責任の所在が分からず、製作委員会に参加している企業がリスクなしで問題から逃れることができる現状は変えなければならないと思う。	ご意見は、今後の参考とさせていただくとともに、アニメの製作委員会に関しては、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管している経済産業省とも共有させていただきます。	無
41	(P.45) 3. アニメの製作に関する取引 ＜基本的な考え方＞ ○「製作委員会」について	個人532 〔同旨6件〕	個人	例えば放送局など、製作委員会内の優越的地位にある者がアニメーション制作を担う下請けなどに対し、圧力をかける、煩雑なプロセスで脚本を変更する、のような制作への悪影響を軽減するために意見や会議を無視できる権利を与えるべきである。	ご意見は、今後の参考とさせていただくとともに、アニメの製作委員会に関しては、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を所管している経済産業省とも共有させていただきます。	無

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
42 (P.46)	「※ 局印税とは、放送局が、アニメ番組を放送することによって、プロモーション効果があると主張し、放送したことを理由に要請する、アニメ番組の二次利用収益の配分。」	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	● 局印税は製作委員会内部の協議でその有無を含めて決定されるものであり、当該記述は局印税一般について否定的に表しているように受けとられかねないため、「※局印税とは、アニメ番組を放送することによるプロモーション効果等を根拠として、局に支払われるアニメ番組の二次利用収益の配分。」とするよう要望します。	局印税は、放送局側が主張することにより発生するものと考えられますが、修正案では、放送局側が主張しない場合でも当然に支払われるものとの誤解を招きかねません。現行ガイドラインでも記載されている定義であり、原案のままとさせていただきます。	無
43 (P.46)	「局が一方向的に二次利用の収益配分（例：「局印税」の長すぎる設定期間や広すぎる設定範囲、高すぎる料率等）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となりうるおそれがあるため、事前に構成員の間で十分な協議が行われることが必要と考えられる。」	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	● 当該記述は、局が製作委員会の中で優越的地位にあることが前提となるため、冒頭に「局が他の製作委員会構成員に対して優越的地位にあると個別に判断される場合に、」を追記するよう要望します。	「局が他の製作委員会構成員に対して優越的地位にあると個別に判断される場合に、」を追記した場合、原案の「局が一方向的に二次利用の収益配分（略）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となりうるおそれがある」の文末は、「独占禁止法上、問題となる」と修正する必要があります。当該記載は、「独占禁止法上、問題となりうるおそれがあるため、事前に構成員の間で十分な協議が行われることが必要と考えられる。」との趣旨を明確にするために盛り込むものであり、原案の記載が適当であると考えられます。	無
44 (P.46)	局印税について	個人56 〔同旨26件〕	個人	発表の場を提供しているだけのTV局がグッズ販売等の二次利用の売り上げを独占しているという「局印税」という搾取構造を切り崩し、収益連動型で総利益の配分が制作に関わった人全てに行われるようにすべきです。	局印税については、改訂ガイドラインP.45において、新たに「局が一方向的に二次利用の収益配分（例：「局印税」の長すぎる設定期間や広すぎる設定範囲、高すぎる料率等）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となるおそれがあるため、事前に構成員の間で十分な協議が行われることが必要である。」と記載していますが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。	無
45 (P.46)	局印税について	個人1052 〔同旨4件〕	個人	○2.局印税や二次利用許諾窓口の問題について（改訂版案p46等） 局印税や二次利用許諾窓口およびその手数料の問題については、アニメ制作業界を始めとした放送コンテンツ制作業界における不平等な商慣行の最たるものであると考えられることから、実態調査の結果をガイドラインの付属資料などとして提示し、フォローアップ調査の対象とするべきである。	局印税については、総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査について調査対象としており、毎年度その結果を公表しております。直近の調査結果である平成30年度調査結果については、総務省ホームページ（ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000113.html ）をご覧ください。	無
○ 第4章（取引内容の変更・やり直し）関連						
46 (P.49～50)	脚注24 「…なお、問題となる事例としては以下のものであえる。（※原文ママ） 1～7（略）」	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	● 1～7は、ガイドラインフォローアップ調査の設問で提示された参考例であり、ガイドラインに記載する必要はなく、削除することが適切と考えます。	ご指摘を踏まえ、該当脚注中「問題と考えられる事例」に（※）を付し、「なお、問題となる事例としては以下のものであえる。」を削除し、「（※）平成30年度調査のアンケート調査票に記載した「問題と考えられる事例」の一部は以下のとおり。」とした上、その事例として以下1及び2のみ記載することといたします。 1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注。 2. 放送事業者から製作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は放送事業者の了解を得て納入した後に、番組製作会社に瑕疵は無いに関わらず、放送事業者から、一方的に、一部又は全部の修正	有

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
○ 第5章（その他）関連						
47	(P.56) 2. 支払期日の起算日 <基本的な考え方> (1) 下請法の考え方	株式会社中国放送	法人・団体	放送番組のような情報成果物作成委託の場合の「受領日」については、運用基準における考え方が示されていますが、本文内、四角で囲まれた、『公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち、「3下請代金の減額」より』の内容と、その下の脚注部分『26公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」45項(平成30年11月)』による記載内容がほとんど同じ内容が書いてあるだけで、「受領日」と「納期日」と「支払い期日の起算日」の関係が分かりにくくなっています。具体的な<問題となりうる取引事例>と<望ましいと考えられる事例>で説明することを希望します。	「受領日」、「納期日」、「支払起算日」の関係については、改訂ガイドラインP.55-56の<問題となり得る取引事例>に記載がございますのでご参照下さい。 なお、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
48	4.トンネル会社の規制 (1)下請法の考え方	個人479	個人	トンネル会社規制があったとしても、現実として規制が機能していない状態と言える。業界としてこれが常態化しているのならば、支配的地位にある関連親事業者に関係省庁が調査のメスを入れるべきではないか。 下請け制作会社は「アニメーションを作る本丸」であるにもかかわらず、その地位は非常に低い。さらに個々人のアニメーターは会社所属だけでなくフリーの立場の者が多く、この図表に掲載されないほどの弱い立場になっている。 そのような立場になると、日々の業務と稼ぎに追われてトンネル会社であることが分かっても行動を起こすことが極めて難しい。 ものづくりの先頭に立っているにもかかわらず立場が弱い以上、国が積極的に上流工程を監視監督し、トンネル会社のような存在を確認し次第、指導・修正していくよう動くべきである。場合によっては、常態化している親会社に対しては「一千万円以下は下請法の枠外」という法の対象外としてもよいのではないか。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
○ その他、ガイドラインに関係するご意見						
50	その他	個人56 (同旨5件)	個人	本ガイドラインを労基との連携で進めるべきで、相談窓口等の拡充や労基法をもって政策委員会への強制力等を持たせて欲しいをお願いします。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
51	その他	個人1058(同旨8件)	個人	○3.本ガイドラインについての問合せ先について(改訂版案p64等) 本改訂版案については、ガイドラインについての問合せ先が記載されておらず、問合せ窓口を記載するべきであり、あわせて、その体制を整備するべきである。特に下請事業者にとっては、本ガイドラインに違反する事項について相談すべき専門的窓口が存在しないため、特に匿名での相談を受け付けるなどの特段の配慮が必要である。	ご意見を踏まえ、本ガイドラインに関する問い合わせ窓口を改訂ガイドライン本体と概要版に記載しました。 なお、相談窓口の整備については、令和元年度予算において、放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等専門家に相談できる場の整備を試行的に実施することとしています。	有
52	その他	個人1090 (同旨5件)	個人	○「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)(案)について ○「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)概要版(案)について ・該当箇所 両ガイドラインに、申告窓口の記載がない。 ・意見内容 下請事業者が、元請事業者から不利な条件の契約を迫られた際、相談、訴え等を受ける、政府側の窓口の記載が無い。 可及的速やかに、下請事業者の支援をする事を念頭に置いているのか、疑問を呈する。 (尚、経済産業省が当ガイドライン改訂版と同時に出した、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」には、相談窓口の紹介、「5. 下請法に関する問い合わせ先・「下請かけこみ寺」の概要と連絡先一覧」の項を設けており、解り易い)	ご意見を踏まえ、本ガイドラインに関する問い合わせ窓口を改訂ガイドライン本体と概要版に記載するとともに、改訂ガイドライン本体に「下請かけこみ寺」の概要と連絡先一覧を追加しました。 なお、相談窓口の整備については、令和元年度予算において、放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等専門家に相談できる場の整備を試行的に実施することとしています。	有

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
53	その他	個人1929 〔同旨6件〕	個人	現在経済産業省でも総務省が実施している物とほぼ同内容のパブリックコメントの募集が行われています。 同時期に複数の省庁から類似した内容のパブリックコメントの募集が行われると、パブリックコメントを送る側への負担が大きくなりますのでその辺りは是非各省庁間で調整をして頂き、募集時期をずらしたりパブリックコメントを一本化して頂けると、送る側の負担も減りより良い意見が集まると思いますので宜しくお願い致します。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
54	その他	個人2148 〔同旨10件〕	個人	ガイドライン見直しで取引環境の改善が目指されることはとても良い事だと感じていますが、特に発注側が、新ガイドラインに則って適正な取引を行うよう、新ガイドラインや関連法の周知徹底をどのように行うか、十分に検討されてほしいと思います。	「放送コンテンツ適正取引推進協議会」をはじめとする関係団体、関係省庁と緊密に連携し、改訂ガイドラインの多面的な周知啓発、遵守徹底を図っていく所存です。	無
55	その他	個人1058	個人	〇4.第5章その他に「6. 公正取引委員会・中小企業庁による措置」を加える 公正取引委員会や中小企業庁は放送コンテンツの製作取引が適正に行われるよう、各事業者に対して、独禁法の優越的地位の濫用や下請法に基づき処分および行政指導等をおこなうことのできる立場にある。本ガイドラインに違反する行為をおこなうことが、処分及び行政指導等の対象となり、具体的にどのような措置が講じられる可能性があるかについて記載すべきである。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)概要版(案)について

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方(案)	修正の有無(案)
1	(P.2 上段) 「ほとんどの製作取引において、放送事業者は番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高いといえます」	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインの対象となる全国各地域の地上放送、衛星放送、ケーブルテレビの各事業者の経営規模・環境はさまざまであり、番組製作会社との関係も一様ではありません。 ● 当該記述は少なくとも、ガイドライン本文 8 ページの記述にあわせて、「一般に、放送事業者は…」とするよう要望します。 	同様のご意見は、他の放送事業者関係団体からは寄せられておらず、また改訂ガイドライン本文と概要版の表現は必ずしも同一である必要はない（概要版にはわかり易い表現を使用するなど）と考えられるため、原案どおりとさせていただきます。	無
2	(P.2 中段) 「a」著作権法」に関する記述	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン本文27～28ページに対する意見のとおり、「発意とは…」以下の記述は、確立された法解釈とはいえないため、ガイドライン概要版からは削除することが適切であると考えます。 	ご意見を踏まえ、改訂ガイドライン本文P.27の囲みの部分の第1段落をもとに、以下のとおり記載することとします。 『著作権法上、製作された番組に対する「発意」と「責任」を有する者に著作権が帰属します。番組の製作に発意と責任を有する者とは、番組を製作する意思を有し、同番組の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同番組の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者と解されています。』	有
3	(P.3) 「2. 留意すべきポイント」について	株式会社中国放送	法人・団体	発注書の交付と同様に、5条書類（記録書）の作成、2年間の保存も親事業者の義務の1つとなっています。実務的には作成するのは同じ作業者となる場合が多いと思われるので、発注書の交付と同様に、5条文書作成と2年間の保存義務の記述もある方が望ましいと考えます。	概要版の「2. 留意すべきポイント」は、改訂ガイドライン本体の5つの章（第1章 書面の交付、第2章 取引価格の決定、第3章 著作権の帰属、第4章 取引内容の変更・やり直し、第5章 その他）から主要なポイントを紹介する構成にしていますので、ここでの記載は控えさせていただきます。 なお、5条書類の作成と保存については、概要版P.1に、親事業者の4つの義務として記載されています。	無
4	(P.3 中段) 「書面の交付」の「●なお…」の部分	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	ガイドライン本文16ページに対する意見と同じ。 【以下再掲】 ① 例示された4つのケースで書面を交付する場合には、契約書を締結することが多いのが実情であることから、下線部は「適切な書類を交付すること、または契約書・覚書等を締結すること」とするよう要望します。 ② 「製作会社から要請があった場合」のみを推奨し、「局から要請があった場合」を記載しないのは片務的で不公平であると考えます。「局から要請があった場合」を追加するか、または「製作会社から要請があった場合」を削除することを要望します。 ③ 下請法の対象とならない取引における書面等の交付は、法律上の義務ではないことから、「なお、下請法以外の取引における書面等の交付は、法律上の義務ではないため、最終的には個々の取引の当事者の協議・判断に委ねられる。」旨を追記するよう要望します。	①及び②については、ご意見を踏まえ、改訂ガイドライン本文と同様、以下のとおり修正します。 『なお、製作会社又は局から要請があった場合、金額が大きい場合、個人情報扱う場合、海外での業務など安全管理上の懸念がある場合においては、下請法の対象以外の取引についても、適切な書類を交付すること又は契約書・覚書等を締結することを推奨します。』 ③については、下請法の対象とならない取引における書面等の交付の推奨は、法律上の義務ではないことは明らかであり、あえて追記する必要はないと考えられるため、原案のままとさせていただきます。	有

番号	該当箇所	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
5	(P.4) その他 「a)支払期日はVTRを受領した日から起算して60日以内」	信州映像舎株式会社	法人・団体	VTRはビデオテープレコーダーの略になります。ビデオテープ又は映像素材(4Kの場合ハードディスクでの納品もあります)を受領した日	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「a)支払期日はVTR等を受領した日から起算して60日以内」	有
6	(P.4) その他 「c) アニメの製作における局印税」に関する記述	一般社団法人日本民間放送連盟	法人・団体	ガイドライン本文46ページに対する意見と同じ。 【以下再掲】 ● 局印税は製作委員会内部の協議でその有無を含めて決定されるものであり、当該記述は局印税一般について否定的に表しているように受けとられかねないため、「※局印税とは、アニメ番組を放送することによるプロモーション効果等を根拠として、局に支払われるアニメ番組の二次利用収益の配分。」とするよう要望します。	局印税は、放送局側が主張することにより発生するものと考えられますが、修正案では、放送局側が主張しない場合でも当然に支払われるものとの誤解を招きかねません。現行ガイドラインでも記載されている定義であり、原案のままとさせていただきます。	無
7	その他	個人1090	個人	○「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)(案)について ○「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)概要版(案)について ・該当箇所 両ガイドラインに、申告窓口の記載がない。 ・意見内容 下請事業者が、元請事業者から不利な条件の契約を迫られた際、相談、訴え等を受ける、政府側の窓口の記載が無い。 可及的速やかに、下請事業者の支援をする事を念頭に置いているのか、疑問を呈する。 (尚、経済産業省が当ガイドライン改訂版と同時に出した、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」には、相談窓口の紹介、「5. 下請法に関する問い合わせ先・「下請かけこみ寺」の概要と連絡先一覧」の項を設けており、解り易い)	ご意見を踏まえ、本ガイドラインに関する問い合わせ窓口を改訂ガイドライン本体と概要版に記載するとともに、改訂ガイドライン本体に「下請かけこみ寺」の概要と連絡先一覧を追加しました。 なお、相談窓口の整備については、令和元年度予算において、放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等専門家に相談できる場の整備を試行的に実施することとしています。	有